

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見

令和7年度

令和8年2月6日

構造改革特別区域推進本部
評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

今般、当委員会は、4特例措置について評価等を行い、意見を取りまとめた。

2. 令和7年度の評価について

(1) 評価の進め方

評価等の対象となった規制の特例措置について、評価・調査委員会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に規制の特例措置の効果や事業実施状況の調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

その結果、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価意見等の概要

評価等の対象となった4特例措置（910, 920, 939, 2001）のうち、3特例措置（920, 939, 2001）については全国展開が適当との評価とした。

また、1特例措置（910）については、適切な時期に再度評価することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「病院等開設会社による病院等開設事業（910）」については、本特定事業の実施事業者が運営する医療機関において、新規患者数や手術件数は伸びておらず、経営状況も厳しいことから、現時点で全国展開が適当と判断することは困難であるため、事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行うとの意見とした。**厚生労働省**
- 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」については、経費の削減や地産地消の推進等の効果が確認されているところ、これまでの評価において指摘されていた離乳食の提供、食物アレルギーへの個別対応を要するこどもへの対応及び食育への取組については、適切に対応し得るよう所要の措置を講ずることで弊害の予防が確保されると認められることから、令和8年度中に府令・通知の改正等により、全国展開することが適当と評価するとの意見とした。**こども家庭庁**
- 「児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（939）」については、全国展開が適当かの判断について、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」と同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、個々の利用児童の発達に応じた給食提供、食物アレルギー疾患への対応及び施設と事業者間の給食に係る情報のやりとり等について、適切に対応できるよう、令和8年度中に府令・通知の改正等により、全国展開することが適当と評価するとの意見とした。**こども家庭庁**
- 「公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業（2001）」に

については、全国展開が適当かの判断について、確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（920）」と同様の事項となっていることから、当該特例（920）の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・省令・通知の改正等により、全国展開することが適当と評価するとの意見とした。

こども家庭庁

3. おわりに

特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

また、第65回国家戦略特別区域諮問会議（令和6年12月24日）において、これまでの成果や課題を踏まえ、地域の意欲を国が阻害することのないよう、地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める「特例措置の全国展開の更なる推進」や、直ちに全国展開が困難な特例措置については、「全自治体が活用可能な構造改革特区の特例措置化」を検討するなどの取組が示された。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開、構造改革特区の特例措置化に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域推進本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

当委員会としては、今後とも、特例措置の評価等を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいり所存である。

最後に、今回の評価においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

令和7年度評価意見等

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見等
910	病院等開設会社による病院等開設事業	厚生労働省	法律	その他 (事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。)
920	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令	全国展開 (関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。)
939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令	全国展開 (「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、個々の利用児童の発達に応じた給食提供、食物アレルギー疾患への対応及び施設と事業者間の給食に係る情報のやりとり等について、適切に対応できるよう、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。)
2001	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業	こども家庭庁	府令・省令	全国展開 (「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・省令・通知の改正等を行う。)

評価意見

①	別表1の番号	910
②	特定事業の名称	病院等開設会社による病院等開設事業
③	措置区分	法律
④	特区における規制の特例措置の内容	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
⑤	評価	その他 (事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。)
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規患者数や手術件数は伸びていないこと、本特定事業が成功するためには、新規患者の獲得と地域医療との連携が重要なことが確認された。 ・また、本特例措置の適用希望が少ないことについては、行える医療行為が限定的かつ特殊であるとの指摘もあった。 ・なお、特定事業者からは、株式会社であるメリットとして、①株式の発行による資金調達が認められる、②診療所単独での損失がある状態で運営する株式会社として補填しながら継続できると回答があった。 <p>関係府省庁の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社による医療経営に係る特区制度について、11自治体から「知らない」との回答があった。 ・既存の株式会社立医療機関からは、①株式会社立であることのメリットとして、経営基盤が安定していること、資金調達がしやすいことなどの回答があり、②デメリットとして、病院独自の意思決定が難しく、迅速な経営判断ができないこと、補助金等が認められていないことなどの回答があった。 ・特定事業者からは、新たな診療領域の拡大については、あくまでもCAL組織増大術に付帯する形でのみ認められたため、診療領域の拡大による新たな患者誘因効果は限定的であるとの回答があった。 <p>評価・調査委員会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置の活用件数がこれまで1件にとどまっていることを踏まえ、美容医療や健康診断等の自由診療の市場におけるニーズを確認する必要がある。 ・株式会社と病院間の意思決定の在り方について更なる調査が必要である。 <p>などの意見があった。</p> <p>以上のことから、評価・調査委員会においては、新規患者数や手術件数は伸びておらず、経営状況も厳しいことから、現時点で全国展開が適当と判断することは困難であるため、事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行うことが適当とした。</p>
⑦	今後の対応方針	事業の実施状況等を踏まえ、令和12年度までに改めて評価を行う。
⑧	全国展開の実施内容	—

⑨	全国展開の実施時期	—
---	-----------	---

評価意見

①	別表1の番号	920
②	特定事業の名称	公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	<p>全国展開 (関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。)</p>
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の外部搬入事業の実施により、食材の一括購入、一括調理による経費の削減、地元食材を活用することによる地元農業への経済効果、地産地消の推進による食育面での効果がみられた。また、施設の構造上、自園調理ができず2歳未満児の受入れができなかったところ、外部搬入が可能になったことにより受入れ可能となった施設も確認された。 ・離乳食をはじめ3歳未満に必要な個別対応については、保育所の調理員が個別に対応することなどにより約8割の地方公共団体が「課題が克服された」としている。 ・保育士からの評価として、地産地消メニューにより地元の食材を口にする機会が多くなった、学校給食と同じなので就学後も食べ慣れた給食が食べられることから3歳児への進級時に移行がスムーズであるなどの回答があった。 ・保護者からの評価として、バランスが良いメニューなので良い、家でなかなか作らない料理や栄養の計算された献立が食べられる、こどもが苦手なものでも食べられることが助かっているとの回答があった。 <p>関係府省庁の調査では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①離乳食の提供 ②食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への対応 ③食育への対応 <p>について外部搬入実施施設と自園調理の施設とでは一定の差がある状況が確認された。</p> <p>評価・調査委員会においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地視察においては、こどもの咀嚼状況に応じて保育所において細かく刻むなどの対応が行われていることを確認するとともに、こども家庭庁においてこれまでガイドラインの発出等の措置が講じられていることから、国の責務は一定程度果たしているのではないかと推測していることから外部搬入を全国的に認めてもよいのではないかと。 ・自園調理と外部搬入とで調査結果に相対的な差はみられるものの、自園調理においても課題が生じていることを踏まえ、全体として課題解決に向けた措置を講ずる必要がある。 ・本特例措置については、制度創設から22年が経過し、活用実績も多く、適切かつ適正に運営され、大きな事故も確認されていないと

		<p>認識している。他方、こども家庭庁からは離乳食の提供、食物アレルギー疾患を有するこどもや食事の内容に配慮が必要な障害児への対応、食育への対応などに課題があるとの説明があったが、これらについては今後の対応により改善が見込まれることから、必要な措置を講じた上で全国展開すべきである。</p> <p>との意見があった。</p> <p>この意見を踏まえ、こども家庭庁からは、調査研究を進め、ガイドラインの充実も図り、必要な法令、通知等の改正も検討して対応していくとの説明があった。</p> <p>また、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・措置を講じることによって結果的に外部搬入するような機会を損ねてしまうような、規制緩和になっていないことがないよう確認するプロセスはあるのか。 <p>との質問があった。</p> <p>この点について委員長からは府令、通知の改正で逆に使いにくくなることがないように、また現に活用している自治体が全国展開をすることにより手続き等に大きな負担が出ないように検討すること、事務局もフォローすることを要望した。</p> <p>さらに</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本特例措置は公立に関する特例措置だが、全国展開をした場合、私立についてはどう考えているのか。 <p>との質問があった。</p> <p>こども家庭庁からは、公立保育園についての特例措置であることから全国展開についても公立保育園のみとの説明があった。</p> <p>以上のことから、評価・調査委員会においては、</p> <p>関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で全国展開することが適当との評価にいたった。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	<p>離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業の全国展開</p>
⑨	全国展開の実施時期	<p>令和9年4月1日に実施</p>

評価意見

①	別表1の番号	939
②	特定事業の名称	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令
④	特区における規制の特例措置の内容	児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。
⑤	評価	<p>全国展開 (「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、個々の利用児童の発達に応じた給食提供、食物アレルギー疾患への対応及び施設と事業者間の給食に係る情報のやりとり等について、適切に対応できるよう、令和8年度中に府令・通知の改正等を行う。)</p>
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の外部搬入事業の実施により、経費(人件費等)の削減や地産地消の推進が図られており、経費削減によって得られた経営資源を活用して保育士等を基準以上に配置し、療育サービスの向上に取り組む地方公共団体もみられた。 ・各地方公共団体では、関係省庁作成のガイドラインを参考に独自のガイドラインやマニュアルの作成、外部搬入事業者も含め関係者で構成する会議の開催、また、アレルギーのある児童には給食ではなく弁当の持参で対応するなど、給食の外部搬入方式を導入する上での取組がみられる。 ・給食の提供にあたって、平成29年7月に作成された「児童発達支援ガイドライン」では、医師の指示書に基づき除去食や制限食で対応できる体制を整えることとされているが、アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体において、対応していることを確認した。加えて該当施設の所長からの回答により、同ガイドラインで求められている取組(施設における自己評価の実施及び公表)が実施されていることも確認された。 ・アレルギー児が在籍しているすべての地方公共団体において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を参考に取組が実施されていることが確認された。 ・施設の児童指導員又は保育士への質問では、良くなった点として、お弁当から給食になったことで保護者の負担軽減になった、児童にとって経験のなかった食材にも挑戦できる機会になったなどの点が挙げられている。 ・児童の保護者からは、良くなった点として、給食によって食べられるものが増えた、お弁当を作らなくてもよく助かっているとの意見があった。 ・経費削減により、療育サービスの向上が図られていることが確認された。また、児童発達支援ガイドラインや保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの内容を踏まえ、回答のあった多くの自治体で、外部搬入事業者等と連携し、アレルギー児に対する適切な対応が実施されていることが確認された。 <p>関係府省庁の調査では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個々の利用児童の発達に応じた給食提供 ②食物アレルギー疾患を有するこどもへの対応

		<p>③給食に係る情報のやりとりや課題の共有について自治体や施設によって対応に差がある状況が確認された。</p> <p>評価・調査委員会においては、全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号９２０）」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例（９２０）の評価結果と同様、所要の措置を講じた上で全国展開することが適当との評価にいたった。</p>
⑦	今後の対応方針	<p>「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（特例措置番号９２０）」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、個々の利用児童の発達に応じた給食提供、食物アレルギー疾患への対応及び施設と事業者間の給食に係る情報のやりとり等について、適切に対応できるよう、令和８年度中に府令・通知の改正等を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	<p>個々の利用児童の発達に応じた給食提供、食物アレルギー疾患への対応及び施設と事業者間の給食に係る情報のやりとり等について、適切に対応できるよう令和８年度中に府令・通知の改正等を行い、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業の全国展開</p>
⑨	全国展開の実施時期	令和９年４月１日に実施

評価意見

①	別表 1 の番号	2001
②	特定事業の名称	公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業
③	措置区分	府令・省令
④	特区における規制の特例措置の内容	公立の幼保連携型認定こども園における3歳児未満児への食事の提供について、公立の保育所と同様に、給食の外部搬入を可能とする。
⑤	評価	<p>全国展開 (「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・省令・通知の改正等を行う。)</p>
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>評価・調査委員会の調査では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食の外部搬入事業を実施することにより、材料の給食センターでの一括購入、人件費、光熱水費、消耗品費等の節減効果がみられる。また、地元食材を多く使用することにより、地産地消にもつながっている。 ・実施しているすべての地方公共団体において、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」などを参考に、取組が実施されていることが確認された。具体的には、食物アレルギー児や体調不良児への対応については、アレルギーマニュアルの作成、給食センターで除去できないものは自園調理にて別メニューで提供、除去の必要がない食材や調味料を選択して使用するなどの取組がみられる。 ・発達段階に応じたきめ細かな対応については、離乳食調査票により個々の成長状況の把握、発達に合わせて細かく刻む、つぶしたりするなどの対応がみられる。 ・食育の推進については、年齢ごとの食育計画の作成、園において野菜を栽培する、町の栄養士が園を訪問し給食の食材などについて体験活動を実施するなどの取組がみられる。 <p>関係府省庁の調査では、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①離乳食の提供 ②食物アレルギー疾患を有するこども・体調不良児・障害児への対応 ③食育への対応 <p>について外部搬入実施施設と自園調理の施設とでは一定の差がある状況が確認された。</p> <p>評価・調査委員会においては、全国展開が適当かの判断につき確認すべき論点は、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」とほぼ同様の事項となっていることから、当該特例(920)の評価結果と同様、所要の措置を講じた上で、全国展開することが適当との評価にいたった。</p>
⑦	今後の対応方針	「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(特例措置番号920)」の全国展開についての議論を踏まえ、関係省庁において、離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、令和8年度中に府令・省令・通知の改正等を行う。

⑧	全国展開の実施内容	離乳食の提供や、食物アレルギー対応を要するなど個別対応が必要なこども及び食育への対応の観点から、これらについて適切に対応できるよう所要の措置を講じた上で、公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業の全国展開
⑨	全国展開の実施時期	令和9年4月1日に実施